

小坂町建設工事に係る入札予定価格の事前公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、入札の競争性を損なうことなく、一層の透明性、公正性を高めるため、小坂町が発注する入札に付する工事の予定価格を入札実施前に公表すること（以下「予定価格の事前公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、入札に付するすべての建設工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、当該工事に係る予定価格（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、当該工事に係る設計図書等の閲覧（貸出）期間の開始日から入札終了日までとする。

(公表の場所)

第5条 公表の場所は、当該工事に係る設計図書等の閲覧（貸出）場所とする。

(公表の方法)

第6条 公表の方法は、各工事ごとに書面を閲覧に供する等により公表するものとする。

(見積内訳明細書の提出)

第7条 第2条に規定する公表の対象となった入札では、見積内訳明細書を提出しなければならない。

2 見積内訳明細書は、発注者が入札者の真摯な見積り努力を確認できる様式とし、公告において特に定める場合を除き次によるものとする。

(1) 土木工事にあつては、設計図書における本工事費内訳書に準じたものとする。

(2) 建築、設備工事等にあつては、設計図書における総括表等に準じたものとする。

3 見積内訳明細書は、1回目の入札に際し、入札書の提出方法に準じて提出するものとする。

4 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者の入札及び提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合は落札候補者の入札を無効とする。

(1) 提出者の商号又は名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの

(2) 建設工事の件名の記載がないもの

(3) 工事価格の記載がないもの

(4) 入札金額の内訳の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

これにより、小坂町工事入札予定価格事前公表要綱（平成12年4月1日）は廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この改正による改正後の要綱は、平成27年4月1日以降に行う入札公告を行う工事

から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この改正による改正後の要綱は、平成28年4月1日以降に行う入札公告を行う工事から適用するものとする。